

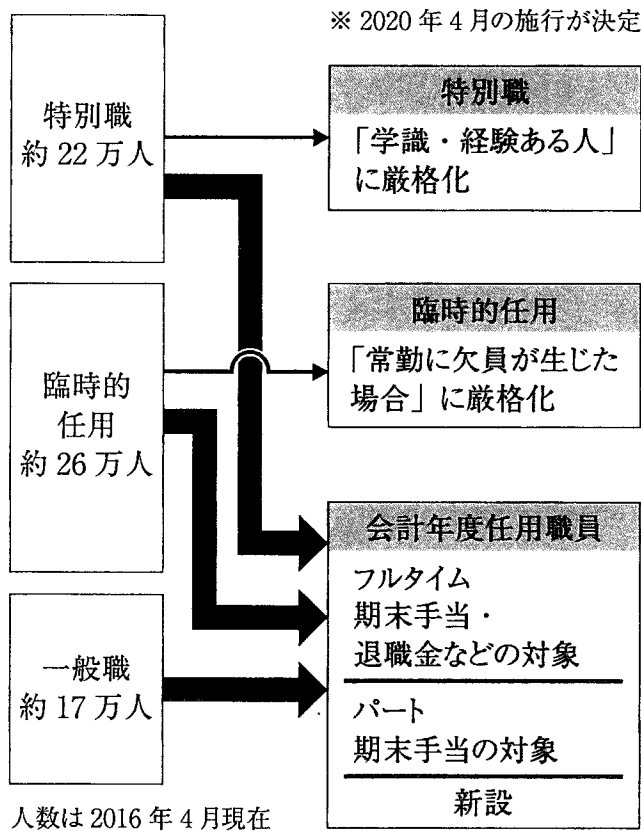
「会計年度任用職員」の登場

二〇一七年五月に成立した「地方公務員法・地方自治法改正案」(二〇二〇年施行)は、このような足元の公務分野での非正規公務員の均等待遇へ向けた「働き方改革」として期待された。

自治体職員の労組、自治労(全日本自治団体労働組合)も、不十分さは指摘しながらも、非正規公務員の処遇改善に一定の前進があったと評価する談話を発表した。たとえば、自治労の上部団体の連合(日本労働組合総連合会)は、同日付のホームページで「本法は課題の全てに対し解決策を講じるものではないが、いわゆる『法の谷間』に置かれ、官製ワーキングプアとも称される地方公務員の臨時・非常勤職員の処遇改善に向け、一定の前進がはかられたことは評価できる」としている。

確かに、これまで存在しないはずという建前で覆い隠されてきた自治体非正規の存在を政府が認め、法律に位置づけざるを得なくなったことは、非正規公務員たちの粘り強い運動の成果だった。だが、これらの労組が「不十分」と指摘した個所を検討していくと、この改定は、実は「官製ワーキングプア」の合法化であり、公務員原則の地殻変動とも言うべきものかもしれないと思えてくる。

先に述べたように地公法第三条三項や第二二条による非正規の多くは、本来の「一時的な職」という趣旨に反した働かされ方だ。事実上の常勤というその実態に合わせて、常勤並みの待遇へと改善を図るべきだと批判されてきたのはそのためだ。だが改定法は、こうした本来の趣旨に外れた部分を「会計年度任用職員」という新設の一年有期雇用に移行し(図3-1)、「一時的な仕事を担う公務職」という趣旨に沿った特別職や臨時的任用とは別建てにした。つまり、常勤公務員を、低賃金で短期雇用の職員と、無期雇用の従来の職員に分け、前者を仕事は恒常的にあるが契約は一年単位という形で後者と差別化し、



出所：『朝日新聞』2017年3月8日付

図3-1 地方公務員法・地方自治法改定による非正規公務員制度の変化

非正規公務員を追認・合法化・固定化するという大逆転だった。特に問題とされているのは、「会計年度任用職員」の改定地公法での定義が、どんな職務を担っているかで決まるのではなく、一会計年度(一年)を超えない有期という条件を満たすもの、とされたことだ。これだと、職務が一時的なので非常勤、職務が恒常的だから常勤というのではなく、契約期間さえ短くしておけば、恒常的な仕事であっても一年単位の有期雇用(≡会計年度任用職員)にできてしまう。雇う側が好きないように有期雇用をつくり出せる仕掛けだ。第2章第2節では、雇用管理区分によって同一業務でも(一定程度の範囲で)同一賃金でなくてもいいという労務管理の容認について触れたが、これに似て、雇う側が業務内容にかかわらず主観によって労働条件を決められることになる。

その特異性を、上林は「官製ワーキングプアの法定化」「欺瞞」として次の三点から批判する。まず、これまで述べたように、不安定な労働者でも公共サービスを提供できることを法定化してしまったことだ。会計年度任用職員の定義について上林は、「常時勤務で無期雇用の正規職員が配置されない職を総称して『非常勤の職』と言っているのであって『職』(≡業務や仕事)そのものの性格(≡本格的、恒常的、常用的)を意